

市第49号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 9 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成24年 2 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「第30条の 7 第 4 項又は第 6 項」を「第30条の10 第 1 項又は第30条の12第 1 項」に、「都道府県知事（同法第30条の 10第 1 項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報」を「機構保存本人確認情報（同法第30条の 9 に規定する機構保存本人確認情報（同法第 7 条第 8 号の 2 に規定する個人番号を除く。）をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月 5 日から施行する。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

特定非営利活動促進法施行条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（設立の認証申請）

第 2 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 第 2 項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法 第 30 条の 10
第 30 条の 7
第 1 項又は第 30 条の 12 第 1 項の規定により 地方公共団体情報シス
第 4 項又は第 6 項 都道府県知事（同法第
テム機構
30 条の 10 第 1 項の規定により指定情報処理機関に行わせることと
した場合には、指定情報処理機関）から当該役員に係る 機
構保存本人確認情報（同法第 30 条の 9 に規定する機構保存本人確
人確認情報
認情報（同法第 7 条第 8 号の 2 に規定する個人番号を除く。）を
いう。）の提供を受けるときは、第 1 項の申請書には、第 2 項第
1 号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。